業務委託契約書 (案)

佐賀県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、「令和7年度海外向け情報発信サポート業務」について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は「令和7年度海外向け情報発信サポート業務」(以下「業務委託」という。)を乙に 委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 業務委託の委託料(以下「委託料」という。)の総額は<u>金 円</u>(うち消費税及び地方消費税額金 円)とする。

(契約保証金)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の 100 分の 10 に相当する契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には利息をつけない。
- 3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額以上 の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保 証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第3項第4号又は第7号に該当する場合※

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号(第7号)の規定によりこれを 免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、別紙「業務委託仕様書」、企画提案書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託)

- 第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部 について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 前項において、乙は、再委託した業務につき、甲に対して責任を負わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受け

させてはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を 求めることができる。

(完了報告書の提出)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書(以下「完了報告書」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内にその内容を検査し、合格 又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に 従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準 用する。
- 4 第2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

- 第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内 に乙に委託料を支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

- 第11条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。
- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が業務委託要領の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、 遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなけれ ばならない。
- 2 甲に責に帰すべき理由により、第 10 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合 には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5%の割合で計算した額に相当 する金額を請求することができる。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責め を負わないものとする。

(違約金)

- 第14条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限まで に支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第 15 条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたとき は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務委託の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ ならない。

(守秘義務)

第16条 甲乙ともに、業務委託の処理上、知り得た秘密を許可なく第三者に開示又は漏えい してはならない。ただし、公知となった情報、又、開示を受けたときに既に公知であった情 報はその限りではない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第18条 本契約終了後も、第15条 (損害賠償)、第16条 (守秘義務)、第17条 (個人情報の保護)、及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 20 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲: 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県政策部

広報広聴課長 金子 暖

乙:

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この 契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(●●課、●●係等)、事務名(●●事務 担当者)等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の 範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託して はならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が 乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせ なければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先 との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集 し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、 廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものと する。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判 読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、 又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものと する。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、 その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。